

社会福祉法人江戸川豊生会 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2021年4月1日～2025年3月31日（4年間）

2 目標と取り組み内容・実施時期

目標1 育児休業取得率を希望者の90%以上とする。

<実施時期・取組内容>

・2021年4月～

育児休業制度の運用について、会議・社内報等において周知徹底を図り実践しやすいよう努める。

・2022年4月～

勤務時間短縮制度、子の看護休暇制度について、会議・社内報等において周知を図り、勤務時間短縮制度について柔軟な対応をできるように努める。

目標2 育児休業、勤務時間短縮制度のいずれかを取得する男性職員を10%以上とする。

<実施時期・取組内容>

2021年4月～

男性職員からのニーズの調査

2022年4月～

ニーズの集計、検討を行い実施に当たっての支援体制の確立を図る